

## 府中市移動等円滑化促進方針等推進協議会の傍聴について

傍聴される方は、会議の進行を妨げないよう、次の事項をお守りください。

- 1 傍聴者名簿に住所や氏名を記入して、会場外でお待ちください。事務局が後ほどご案内しますので、指定された場所にご着席ください。
  - 2 危険物を所持している方、酒気を帯びている方、その他会長が職務遂行上支障があると認める方は、傍聴をお断りします。
  - 3 会議中は傍聴席において静粛に傍聴し、会場において次の事項をお守りください。
    - (1) 発言や飲食をしないこと。
    - (2) みだりに席を離れたり、外部に出たりしないこと。
    - (3) 写真撮影、録画及び録音をしないこと。
- ※ 会議録は事務局で作成し、後日公表します。また、会議中に記録用の写真を事務局で撮影し、市ホームページ等で使用することがありますので、ご承知おきください。
- 4 これらのことに違反し、そのため、協議会の進行が妨害されると認められる場合は、退室していただくことがあります。
  - 5 会議資料については、退室される際に受付へご返却ください。